

配置予定技術者の雇用確認について

令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、配置予定技術者の雇用確認について、以下のとおり取り扱うこととします。

令和6年12月2日以降に雇用確認する案件から適用

【現 状】

工事（「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」より）

直接的かつ恒常的な雇用関係を以下のいずれかの書類で確認しています。

1	監理技術者資格者証
2	健康保険被保険者証
3	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書健康保険
4	厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

業務委託（「測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について」より）

直接的な雇用関係の確認を以下のいずれかの書類で確認しています。

1	測量・調査・設計技術者登録者証（県内業者）
2	健康保険被保険者証
3	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書健康保険
4	厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

【令和6年12月2日以降】

上記のいずれかの書類により確認することとしますが、健康保険被保険者証については、有効期限前又は令和7年12月1日までに限り確認書類として用いることを可能とします。

～お問い合わせ先～

四日市港管理組合 経営企画部 総務課 TEL 059-366-7009